

計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程 抜粋
(旅費等の金額)

第3条 前条の規定により徴収する旅費等の額は、次の表のとおりとする。

区 分		金 額	備 考	
旅費	特定計量器の検定等	京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の定めるところにより算定した額		
	基準器の検査			
	特定計量器の検査			
	ひょう量 5t 未満のもの			
	ひょう量 5t 以上のもの	京都府旅費条例に基づく額を基礎に、別に定めるところにより京都市の区域及び京都府広域振興局の所管区域ごとに算定した額を当該区域の受検者数で除して得た額	当該額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。	
検査用具の運搬に要する経費	特定計量器の検定等	検査用具の運搬に要した額		
	基準器の検査			
	特定計量器の検査	ひょう量 5t 未満のもの		
		ひょう量 5t 以上 16.5t 未満のもの	11,620 円	検査を受ける者の同一事業所内に特定計量器が2台以上ある場合にあっては、ひょう量の最も大きいもの1台については左欄に掲げる区分に従い中欄に定める額とし、その他のものについては左欄に掲げる区分に従い中欄に定める額の2分の1の額(当該額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。
		ひょう量 16.5t 以上 23t 未満のもの	19,760 円	
ひょう量 23t 以上のもの	23,250 円			

- 「旅費」は京都府が発行する納入通知書による納付又は検査を実施する「指定検査機関」が指定する方法でお支払いください。
- 「検査用具の運搬に要する経費」は検査を実施する「指定検査機関」が指定する方法でお支払いください。